

相互扶助について

あなたの親族を呼び寄せるためには、あなたとあなたが呼び寄せようとしている親族（以下、「呼寄せ親族」と書きます。）の「相互扶助」（お互いに助け合って生活すること）によって、それぞれが日本で生活していくことができる

と認められることが必要です。

次の1から4を満たしている場合、「相互扶助」が認められます。

1 あなたと「呼寄せ親族」は、基本的に同じ家に住み、家計を一緒にして、お互いに助け合って生活できること。

2 あなたと「呼寄せ親族」は、国や自治体などの直接援助（生活保護など）がなくても、当分の間、十分生活できること。

3 あなたについて

（1）18歳以上であること。

（2）国や自治体から直接援助（生活保護など）を受けていないこと。

（3）これまでに、呼び寄せた家族との相互扶助を怠ったことや、親族でない人を親族だと嘘をついて外国から呼び寄せたことなどが無いこと。

4 収入について

（1）あなたが、6か月以上、今の会社で働いていて（又は今の事業を営んでいて）、あなた自身と、同じ世帯の家族及び「呼寄せ親族」が生活するための十分な収入（給料等）があること。

あなたの家族の収入も合わせて生活する場合は、あなたの家族も、同じように6か月、今の会社で働いていて（又は今の事業を営んでいて）、十分な収入があること。

（2）「呼寄せ親族」が日本で働いて、その収入も合わせてあなたやあなたと同じ世帯の家族と生活する予定である場合は、「呼寄せ親族」が日本で働くことができる見込みがあること。